

大門小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月14日 策定
令和5年3月22日 改定

1 いじめ防止に向けた大門小学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、温かい人と人とのかかわりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見しながら、互いに認め合い、自己実現を目指して成長する。いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものである。

そのことを踏まえ、本校では、「いじめの未然防止」「早期発見・早期対応」「適切な対応・措置」に組織的に対応する。いじめを見逃さず、いじめのない児童社会を実現するため学校・行政機関・家庭・地域がそれぞれの役目を自覚し、相互に協力して活動する。また、瀬谷中学校と連携し、義務教育9年間を通したいじめ防止に取り組む。いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「大門小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成：校長、副校長、児童支援専任、教務主任、各学年1名（原則主任）、養護教諭

必要に応じて該当学年担任、学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営：横浜市基本方針に基づく取組の実施や判断・対応を行う。

- ・月1回定期的に開催し、いじめの未然防止、子どもの状況の報告、共通理解を図る場とする。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催し、情報の迅速な収集、共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応の決定、保護者等との連携推進を行う。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・児童にとって、分かりやすく魅力のある授業づくり
- ・自己有用感を高める教育活動の実施
- ・学校いじめ防止対策推進委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、児童の問題行動等に関わる情報の収集と記録、共有化
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した際には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート・聴き取りにより、事実関係の把握といじめであるかどうかの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

- ・大門小学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・大門小学校いじめ防止基本方針が学校の実状に即して、適切に機能しているかの点検と見直し

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- いじめはどの児童にも起こりうるという認識の上、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな社会性を育てる。
- 児童及び保護者並びに教職員に対し、いじめに対する意識や認識を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
 - ・人権尊重の精神を基盤にした教育活動の推進
 - ・分かりやすく楽しい授業を進め、意欲的に学習する児童の育成
 - ・体験学習による、自然や命の大切さ、協力し合う大切さの実感的な学び（含む畑野菜作り）
 - ・地域やまちの人に学ぶ豊かな人間関係の育成
 - ・やさしい心、自己有用感の育成に向けた異学年交流の実施
 - ・小中一貫教育の推進

(2) いじめの早期発見

- いじめの定義理解を含む研修を実施し、教職員のいじめに対する感性を高める。
- 休み時間や給食の時間等に、担任が子どもたちと積極的にかかわり、児童理解を図る。
- Y-Pアセスメントを年2回実施し、支援を要する児童を組織的に共有し、積極的な支援や継続的な見守りを行う。
- 学年研究会等を使って情報を共有するとともに、児童支援専任に情報を集約し、いじめを見逃さない教職員の体制づくりを行う。
- いじめ解決一斉キャンペーンの実施、無記名アンケート等を通して、必要に応じたきめ細かな教育相談を実施する。

(3) いじめに対する措置

- ささいな兆候や懸念、児童からの訴えによるいじめの疑いがあった段階で、教職員は直ちに全ていじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。
- いじめ防止対策委員会を中核とした情報共有・対応方針決定・記録を行う。
- 認知した事案を、定期的に教育委員会に報告する。
- 被害児童及び保護者に、「いじめから絶対に守り抜く」という学校の姿勢を伝え、寄り添いながらいじめ解消までの方針・方策・経過を丁寧に説明し、支える。
- 加害児童及び保護者に、毅然とした指導方針を伝えるとともに、いじめ解消や被害児童への謝罪や関係修復への道筋を示し、支える。
- 必要に応じて、警察署、児童相談所、少年相談保護センター、区役所、医療機関との連携を行う。

(4) いじめの解消

- いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があり、児童のケアを継続しながら支援する。また、保護者とも密に連絡を取り、当該児童の様子を共有する。
 - ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 教職員等への研修

- いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに、児童の変化を見逃さないという教職員の意識を高めるとともに、児童理解やいじめ防止に関する研修を実施する。
- Y-Pアセスメントを活用した研修で児童理解を図り、いじめ防止対応に向けた校内体制を整える。
- 職員会議等で児童の情報を共有し、学校体制で同じ方向を向いた支援・指導を行い、児童一人ひとりを見守るようにする。

(6) 保護者・地域との連携

- 「学校・家庭・地域連携事業実行委員会」や「主任児童委員との懇談会」などを通じて、学校が抱える課題を共有する。
- PTA運営委員会で、本校の取組に対する保護者の考えを受け取る。
- 大門小学校関係者懇話会で、本校の課題について支援を仰ぐとともに、協働を行う。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	行事・備考
4月	年間計画と各役割の確認 児童の実態の引継ぎ	入学式 始業式 家庭訪問
5月	いじめ早期発見のための生活アンケート実施 (記名式アンケート・児童への教育相談) 児童理解研修	家庭訪問 学校説明会
6月	Y-Pアセスメント調査①	
7月	個別教育相談	横浜こども会議(瀬谷中ブロック)
8月	Y-Pアセスメント分析・研修	横浜こども会議(瀬谷区)
9月		
10月		
11月	Y-Pアセスメント調査②	
12月	横浜市いじめ防止アンケート実施 人権習慣の取り組み 個別教育相談	人権週間 非行防止サミット いじめ解決一斉キャンペーン
1月	学校評価(個対応含む)	
2月	いじめ防止基本方針の振り返り	
3月	年間の振り返り 新年度への引継ぎ	卒業式
年間	学校いじめ防止対策委員会(月1回・随時) 横浜プログラムの実施・カウンセラーによる相談	職員会議

※ネットトラブル防止教室の実施

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

○重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

○「いじめ防止対策委員会」を中核として直ちに対処するとともに、再発防止も視点に置いた調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

○いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

○学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年1回以上点検を行い、必要に応じて組織や取組、大門小学校いじめ防止基本方針等の見直しを行う。